

議案第86号

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部改正について

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「189円」を「192円」に、「83円」を「84円」に改め、同項第2号ア中「1,080円」を「1,100円」に改め、同号イ中「1,080円」を「1,100円」に、「108円」を「110円」に改め、同項第3号中「1,080円」を「1,100円」に改める。

第15条第2項第1号ア及びイ中「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第13条第2項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に手数料を納付した容器による一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。